

○地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する訓令

平成2年12月21日

本部訓令第23号

〔注〕平成28年1月から改正経過を注記した。

改正 平成5年12月本部訓令第31号 平成14年5月本部訓令第28号

平成28年1月本部訓令第2号 令和6年3月本部訓令第8号

警察本部

警察学校

各警察署

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する訓令を次のように定める。

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する訓令

(趣旨)

第1条 地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）に関しては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）、広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号。以下「細則」という。）及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規程（平成2年広島県公安委員会規程第8号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(推薦に係る審査)

第2条 交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）は、規程第2条第2項の規定により警察署長（以下「署長」という。）から同項の地域交通安全活動推進委員推薦報告書が提出された場合は、当該推薦された者について審査を行い、推進委員の委嘱の適否について署長に意見を述べるものとする。

(一部改正〔令和6年本部訓令第8号〕)

(辞令の通知報告)

第3条 署長は、推進委員の辞令の通知結果を速やかに別記様式第1号による地域交通安全活動推進委員辞令通知結果報告書により交通企画課長を経由して交通部長に報告するものとする。

(一部改正〔令和6年本部訓令第8号〕)

(運用上の留意事項等)

第4条 署長は、推進委員の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 推進委員の活動は、規則第4条各号に規定する事項に限られるものであり、何ら強制力を伴わず、かつ、交通違反等を摘発するものではないこと。
- (2) 推進委員の活動実態を掌握するとともに、推進委員に対して協力要請をする場合は、管内の交通実態に応じて弾力的かつ効果的な運用を行うこと。

2 推進委員の具体的活動要領については、別に定める。

(活動記録等)

第5条 署長は、協議会が組織される区域（以下「活動区域」という。）において推進委員が活動を行ったときは、別記様式第2号の地域交通安全活動推進委員活動記録（以下この条において「活動記録」という。）により、推進委員の活動状況を明らかにするとともに、当該活動記録を編てつして保管するものとする。

(一部改正〔令和6年本部訓令8号〕)

(講習)

第6条 署長は、推進委員の委嘱がなされたときは、速やかに次に掲げる事項について、当該推進委員に対し、講習を行うものとする。

- (1) 道路交通の現状に関する知識
- (2) 道路交通関係法令の基礎的な知識
- (3) 推進委員としての心構え
- (4) 活動要領
- (5) 交通安全教育の実施要領

(指導)

第7条 署長は、推進委員の職務に関し、必要な事項を指導するものとする。この場合において、署長は、指導を行った状況について別記様式第3号の地域交通安全活動推進委員に対する指導実施結果報告書により交通企画課長に報告するものとする。

(死亡の報告)

第8条 署長は、推進委員が死亡したときは、別記様式第4号の地域交通安全活動推進委員死亡認知報告書により交通企画課長に報告するものとする。

(配意事項)

第9条 署長は、協議会が法第108条の30第2項及び規則第12条各号に規定する事務を行うため、次に掲げる事項を推進するよう、配意するものとする。

- (1) 推進委員の年間及び月間の活動方針並びに協議会の活動目標を定めること。

- (2) 推進委員相互の連絡を図ること。
- (3) 推進委員の活動内容の調整を図ること。
- (4) その他推進委員及び協議会の活動に必要な事項を定めること。

附 則

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成5年12月24日本部訓令第31号）

- 1 この訓令は、平成6年1月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成14年5月22日本部訓令第28号）抄
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成28年1月28日本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（令和6年3月7日本部訓令第8号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令第2号・令和6年8号〕）

様式第2号（第5条関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令第2号・令和6年8号〕）

様式第3号（第7条関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令第2号・令和6年8号〕）

様式第4号（第8条関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令第2号・令和6年8号〕）